

第 45 回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時： 令和 8 年 6 月 18 日（木） 14：00～

場 所： Microsoft Teams を使用したウェブ会議

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋広域漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選について

（2）太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について

（3）その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第7期）：2026年 6月18日～2030年6月17日

都道県互選委員（第7期）：2025年10月 1日～2029年9月30日

区 分		氏名	現職	出欠
都道県互選	北海道	アベ クニオ 阿部 国雄	渡島海区漁業調整委員会 委員	×
	青森県	ミナミヤ マサト 南谷 雅人	青森県東部海区漁業調整委員会会長代理	×
	岩手県	ワタリ マサヨシ 亘理 榮好	岩手海区漁業調整委員会会長	○
	宮城県	オサダ マコト 尾定 誠	宮城海区漁業調整委員会会長	○
	福島県	スズキ テツジ 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理	×
	茨城県	シミズ ノブヒロ 清水 信宏	茨城海区漁業調整委員会会長	○
	千葉県	イシイ ハルヒト 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会長	○
	東京都	ババ オサム 馬場 治	東京海区漁業調整委員会会長	○
	神奈川県	ミヤガワ ヒトシ 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	×
	静岡県	タカダ ミツロウ 高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会会長	×
	愛知県	イシイ カツヤ 石井 克也	愛知海区漁業調整委員会委員	○
	三重県	ヤダ カズオ 矢田 和夫	三重海区漁業調整委員会会長	○
	和歌山県	カタニ タダシ 片谷 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員	○
	徳島県	タケモト ハルシゲ 竹本 晴茂	徳島海区漁業調整委員会委員	×
	高知県	キノシタ キヨシ 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長	○
	愛媛県	タチバナ ヒロキ 立花 弘樹	愛媛海区漁業調整委員会会長	○
	大分県	ハマダ タカシ 濱田 貴史	大分海区漁業調整委員会委員	○
	宮崎県	ナリハラ ジュンイチ 成原 淳一	宮崎海区漁業調整委員会委員	○
大臣選任	漁業者代表	ノザキ タイ 野崎 太	株式会社酢屋商店 代表取締役	○
		ヤマガタ シゲトシ 山形 成利	丸成漁業株式会社 専務取締役	×
		ヤマダ ナガオ 山田 長生	株式会社浜平漁業 代表取締役	○
		アベ トシノリ 阿部 利憲	永昌漁業株式会社 常務取締役	○
		コダマ ユウキ 小玉 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役	×
		タワラ シンジ 俵 伸二	川南町漁業協同組合 代表理事組合長	○
		ヤスダ ツカサ 安田 司	全国かじき等流し網漁業協議会 会長	×
	学識経験	カタヤマ サトシ 片山 知史	東北大学 教授	○
		ワカバヤシ トシエ 若林 敏江	水産大学校 教授	○
		ヤマウチ アイコ 山内 愛子	株式会社シーフードレガシー 取締役副社長	○

広域漁業調整委員会 会長及び会長職務代理者に関する法令抜粋

1 漁業法（昭和24年法律第267号）

（構成）

第百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

（委員会の会議）

第百四十五条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（構成）

第百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
 - 二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
 - 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

（準用規定）

第百五十六条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百四十一条、第百四十三条から第百四十六条まで及び第百五十条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。
この場合において、第百三十七条第二項ただし書、第四項及び第五項、第百四十

一条並びに第百四十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第百三十七条第二項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百五十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の」と、第百四十四条第一項中「委員が」とあるのは「第百五十三条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第百五十条中「第百四十八条第二項の規定により選出された」とあるのは「第百五十三条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

2 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）

（会長の職務）

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第十五条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

3 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）

（議事録）

第四十七条 法第百四十五条第四項（法第百七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第百四十五条第四項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について（案）

太平洋広域漁業調整委員会事務局

【改正理由】

- （１）漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第15条で読み替えて準用する第14条第１項及び太平洋広域漁業調整委員会事務規程（以下「事務規程」という。）第５条第１項の規定について、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集することとされている。

しかしながら、会議を招集しようとする際の手続を規定する事務規程同条第３、４項の規定では、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていない等の場合に、農林水産大臣が会議を招集することが想定されていない。

このため、これを改める。

- （２）事務規程第12条の議事録の作成手続に関し、本委員会の運営の効率化を図るため、「署名」ではなく「記名」と改める。

【改正の内容】

上記の理由から、資料 2 - 2（新旧対照表）のとおり修正する。

【参考】漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（抄）

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

- ２ 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、都道府県知

事)は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

- 3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

(連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議)

第十五条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

太平洋広域漁業調整委員会事務規程一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条 (略) (会議) 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長（会長及びその職務を代理する者にもに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときは、農林水産大臣）は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。 4 委員は、会長（会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときは、農林水産大臣）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。 第6条～第11条 (略) 第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに記名するものとする。 第13条～第19条 (略) (以上)	第1条～第4条 (略) (会議) 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。 4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。 第6条～第11条 (略) 第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに記名するものとする。 第13条～第19条 (略) (以上)

附 則

この規程は、令和8年●月●日（広調委での議決の日）から適用する。

太平洋広域漁業調整委員会事務規程（案）

（所掌事務）

第 1 条 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、太平洋海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

（事務局の所在地）

第 2 条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

（委員会）

第 3 条 委員会は、委員28人をもって組織する。

2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

（会長及びその職務）

第 4 条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第2項第3号の委員の中からこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長（会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）

は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

- 4 委員は、会長（会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

- 2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに記名するものとする。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第14条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、太平洋北部会及び太平洋南部会を置く。

- 2 太平洋北部会は、北海道から茨城県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 太平洋南部会は、千葉県から宮崎県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 5 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 6 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 8 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第16条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

- 2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成13年10月29日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年5月27日より適用する。

この規程は、令和2年12月2日より適用する。

この規程は、令和●年●月●日より適用する。

(以 上)